

収入について

昨年中の収入について、次の要領に従いお書きください。

なお、収入とは必要経費を引く前の売上金額のことで、給与収入の場合は、必要経費とみなされる給与所得控除前の金額です。

申告の際には、**収入・支出がわかる書類（源泉徴収票、帳簿、領収書等）**をお持ち下さい。

○営業収入があった人(営業等所得)…………… 7 にお書き下さい
販売業、製造業、飲食業、建設業、サービス業、医師、弁護士、作家、外交員
などの営業による収入
売上(収入)金額－総経費＝営業所得

○農業収入があった人(農業所得)…………… 7 にお書き下さい
農作物の生産、家畜の飼育などによる収入
売上金額－生産のためにかかった必要経費(餌代、肥料など)＝農業所得

○不動産収入があった人(不動産所得)…………… 8 に書き下さい
地代、家賃、土地や家屋の権利金、船舶の貸付料などによる収入
収入金額－必要経費＝不動産所得

○**雑収入があった方**(雑所得)……………公的年金以外は**10**にお書き下さい。

- ・ **公的年金等**(国民年金、厚生年金、恩給、企業年金等)※源泉徴収票を添付
- ・ **業務** 原稿料、講演料、ネットオークションなどを利用した副収入による所得
- ・ **その他**(公的年金等、業務以外) 個人年金保険、互助年金など、上記以外の収入

※業務、その他の場合は、支払証明書を添付し、収入と経費をお書き下さい。

○一時的な収入があった人（一時所得）…………… 13 申告書裏面にお書き下さい
賞金、懸賞当選金、競輪競馬の払戻金、生命保険の満期払戻金などによる収入
収入金額－必要経費－特別控除額＝一時所得

○**給与収入があった方**（給与所得）
勤務先から支給される給料、俸給、賃金、賞与等の収入
・勤務先から源泉徴収票や給与支払証明書を交付してもらい添付して下さい。
・証明書等の無い方は、雇用主から「**9 給与と証明欄**」へ収入を証明してもらって下さい。
※日雇い労務の場合でも給与証明が必要です。必ず日当額等の証明をもらったうえで申告してください。

給与等の収入金額 (A)	給与所得の金額	
551,000円未満	0円	
551,000円以上1,619,000円未満	A－550,000円	
1,619,000円以上1,620,000円未満	1,069,000円	
1,620,000円以上1,622,000円未満	1,070,000円	
1,622,000円以上1,624,000円未満	1,072,000円	
1,624,000円以上1,628,000円未満	1,074,000円	
1,628,000円以上1,800,000円未満	A÷4(千円未満の端数切捨て) 円	B×2.4＋ 100,000円
1,800,000円以上3,600,000円未満	A÷4(千円未満の端数切捨て) 円	B×2.8－ 80,000円
3,600,000円以上6,600,000円未満	A÷4(千円未満の端数切捨て) 円	B×3.2－ 440,000円
6,600,000円以上8,500,000円未満	A×0.9－1,100,000円	
8,500,000円以上	A－1,950,000円	

○所得金額調整控除について

次に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

(1)給与等の収入金額が850万円を超え、次のアからウのいずれかに該当する場合

ア 本人が特別障害者に該当する イ 年齢23歳未満の扶養親族がいる

ウ 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族がいる

所得金額調整控除＝（給与等の収入金額（1,000万円を超える場合1,000万円）－850万円）×10％

(2)給与所得控除後の給与等の金額および公的年金等に係る雑所得の金額があり、その合計額が10万円を超える場合

所得金額調整控除＝（給与所得控除後の給与等の金額（10万円を超える場合は10万円）＋公的年金等に係る雑所得の金額（10万円を超える場合は10万円））－10万円

※(1)に該当する場合は、申告書裏面14に記入してください。

申告書(右面)の記入例

(令和6年1月1日から令和6年12月31日までの内容)

7

事業(営業・農業等)所得に関する事項(1月1日～12月31日まで)

所在地	南風原町字兼城〇〇番地			
名称	〇△そば屋	帳簿記帳	有・無	
業種名	飲食店(食堂)	領収書確認	有・無	
科目	金額(円)	科目	金額(円)	
収入金額	売上(収入)金額ア	9,438,000	給与・賃金	2,400,000
		イ		
	家事消費ウ		外注工賃	
	その他の収入エ		地代・家賃	840,000
	小計(ア+イ+ウ+エ)A	9,438,000	減価償却費	241,850
売上原価	期首商品棚卸高オ	36,200	租税公課	39,900
	仕入金額・原価カ	2,980,300	水道光熱費	354,000
	小計(オ+カ)キ	3,016,500	旅費交通費	
	期末商品棚卸高ク	28,600	通信費	100,000
	差引原価(キ-ク)ケ	2,987,900	修繕費	100,000
経費	種苗費		消耗品費	40,000
	肥料・飼料費		雑費	
	農具費		広告・宣伝費	20,000
	農業衛生費			
	委託料			
資材		経費計コ	4,135,750	
総経費(ケ+コ)B		7,123,650		
専従者控除額C		500,000		
所得金額(A-B-C)		①②1,814,350		

8

不動産所得のある人

収支計算書(令和6年1月1日～令和6年12月31日まで)			
種類	件数	月額	年額
家賃			
地代	2		120,000
駐車場			
権利金			
更新料			
不動産収入の合計		A	120,000
物件の名称			
支払者の[名称]及び[法人番号又は所在地]等			
南風原町字照屋△△			
総経費B			19,400
専従者控除額C			
所得金額(A-B-C)		③	100,600

9

給与証明欄(令和6年1月1日～令和6年12月31日)

雇用主の発行する源泉徴収票や給与証明書等の無い方は、下記へ雇用主から月別の収入を証明してもらって下さい。なお、勤務先が一定でない場合は日給及び勤務日数を記入して下さい。

月	日給	日数	月額	月	日給	日数	月額
1	10,000	20	200,000	9	10,000	20	200,000
2	10,000	20	200,000	10	10,000	20	200,000
3	10,000	20	200,000	11	10,000	20	200,000
4	10,000	20	200,000	12	10,000	20	200,000
5	10,000	20	200,000	賞与等			
6	10,000	20	200,000	合計		A2,400,000	
7	10,000	20	200,000				
8	10,000	20	200,000	社会保険料		108,600	
法人番号又は所在地		南風原町字兼城〇〇〇〇		代表者		南風原一郎	
事業所名		(有)南風原商事		電話番号		〇〇〇-〇〇〇〇	
雇用主から証明がもらえない(自己記入)場合の署名欄		上記のとおり、正に収入があったことを申告します。 氏名					

※給料・賃金の内訳

従業員の住所	従業員の氏名	生年月日	支払額
南風原町 字宮平〇〇番地	町脱秋子	S38・1・21	2,112,000
個人番号	11111111	111111	
南風原町 字宮平〇〇番地	翁長冬子	S54・10・3	288,000
個人番号	22222222	222222	
個人番号			

※地代・家賃の内訳

賃借物件	支払先住所	支払先名	支払金額
地代 家賃	南風原町 字宮平〇〇番地	大城〇〇	840,000
地代 家賃			

※減価償却費の内訳

資産の種類	取得年月日	取得価格	償却基礎額	耐用年	償却率	償期	償却額
営業車	R6・8・1	1,800,000	1,800,000	5	0.200	5/12	150,000
クーラー	R2・3・24	250,000	250,000	6	0.167	12/12	41,750
冷蔵庫	R3・1・1	300,000	300,000	6	0.167	12/12	50,100

償却費(定額法)
平成19年3月31日以前に取得の場合(旧定額法)
(取得価格×0.9)×(耐用年数に基づく償却率)、初年度は月割り
平成19年4月1日以後に取得の場合(償却率も変更有)(定額法)
取得金額×耐用年数に基づく償却率、初年度は月割り

※専従者控除の内訳

従業者氏名	続柄	生年月日	従事月数	控除額
南風原太一	子	S50・1・20	10	500,000
個人番号	33333333	333333	333333	
個人番号				

※専従者控除については、下記の①と②のいずれか少ない金額
①配偶者860,000円(その他500,000円)
②事業所得+不動産所得+山林所得
事業専従者の人数+1

10

雑所得(公的年金等以外)のある人

種目	支払者の[名称]及び[法人番号又は所在地]等	収入金額	必要経費
		円	円

11

寄附金に関する事項(証明書添付)

都道府県、市区町村分		円
所在地の共同募金会、日赤支部分		
条例指定分	都道府県	
	市区町村	

「都道府県、市区町村分」、「所在地の共同募金会、日赤支部分」の各欄には、当該団体へ寄附した金額を記入して下さい。
「条例指定分」の「都道府県」、「市区町村」の各欄には、所在地の都道府県、市区町村の条例で指定された寄附金を支出した場合にそれぞれ記入して下さい。

※裏面へ

●事業所得、不動産所得がある方は下記の例を参考に内訳を記入してください。
家事と事業の両方に関わりがある費用（家事関連費）については、使用面積或使用時間等事業に直接必要であったことが明らかに区分できる基準によって按分します。

収入	売上(収入)金額	令和6年中の売上(収入)金額(未収分含む)
	家事消費	商品などを家事のために消費、贈与した場合の通常の販売価額
	その他の収入	空箱の売却金額やリポートなどの収入
原価	期首商品棚卸高	令和6年1月1日現在の商品、製品等の在庫の金額
	仕入金額・原価	令和6年中の仕入の金額。
	期末商品棚卸高	令和6年12月31日現在の商品、製品等の在庫の金額
必要	給与・賃金	従業員(専従者除く)に支払った給与、賞与等の合計額
	外注工賃	修理加工などで外部に注文して支払った場合の加工賃等
	地代・家賃	事業用に土地や建物を賃借して支払った地代や家賃
要	減価償却費	建物、機械、車両等事業に必要な減価償却資産の耐用年数を基に算出した金額
	租税公課	事業税、固定資産税、自動車税、印紙税等の税金や商工会等の組合費
	水道光熱費	事業用として支払った水道料金、電気料金、ガス料金など
経費	旅費交通費	事業のためにかかった宿泊費等の旅費や交通費
	通信費	事業のために使用した電話料や切手代、インターネット使用料等
	修繕費	業務用の建物、機械、器具等の修理費用
費	消耗品費	事業のために使用した事務用品費やガソリン代等
	雑費	事業のために要した費用で他の経費に当てはまらない経費

事業所得・不動産所得等がある方の記帳・帳簿保存について

農業・営業等の事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う
 全ての方は、平成26年1月から、帳簿書類を備え付け、記帳し保存することが義務化されています。

記帳する内容……………売上などの収入金額、仕入れやその他必要経費に関する事項

帳簿等の保存年限 { 収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定調書） → 7年
 { その他の帳簿書類（請求書、納品書、領収書など） → 5年

※税務署の収支内訳書に記入して、提出してもかまいません。

専従者控除について

生計を一にしている配偶者やその他の15歳以上の親族が、令和6年中に6か月を超える期間、その事業等にもっぱら従事している場合、その従事している親族(事業専従者)1名につき、下記のいずれか少ない金額を控除することができます。

①50万円(配偶者の場合は86万円)

②(事業所得+不動産所得+山林所得)÷(事業専従者の数+1)

※専従者控除を受けた方は、扶養親族には該当しません。

細かい計算を必要とする下記の所得については税務署へお問い合わせ下さい

- 利子所得**（公社債や預貯金の利子。申告の必要があるのは源泉分離課税されない国外の銀行に預けた預貯金の利子など）
- 配当所得**（株式・出資金等の配当金）
- 総合譲渡所得**（資産のうち、自動車や機械用具などの譲渡による収入）
- 分離譲渡所得**（資産のうち、土地、建物、株式などの譲渡による収入）

那霸稅務署 電話 098-867-3101

○収入がなかった方………1の該当する箇所を記入して下さい。
扶養されていた方は、扶養している人の「氏名」「続柄」「住所」
を記入して下さい。

申告期限 令和7年3月17日(月)

※申告の受付場所、日時等は広報はえばる 2 月号またはホームページで確認して下さい。

申告についてのお問い合わせは

南風原町役場 税務課 住民税班
電話 098-889-4413